

議第 7 2 号

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４６年高山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（多量の事業系一般廃棄物） 第４条の２ 法第６条の２第５項の規定による事業活動に伴い生ずる多量の事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚でいを除く。）の範囲は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） （一般廃棄物処理手数料） 第７条 市が行う一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚でいを除く。）の処理に関し、別表第１に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系一般廃棄物のうち資源ごみ及び市が定める分別に係る資源等の処理に関しては、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。 ２ （略） （し尿の搬入） 第１７条 し尿（浄化槽汚でいを含む。以下同じ。）は、市長の指示するところに従い、搬入しなければならない。	（多量の事業系一般廃棄物） 第４条の２ 法第６条の２第７項の規定による事業活動に伴い生ずる多量の事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の範囲は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） （一般廃棄物処理手数料） 第７条 市が行う一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理に関し、別表第１に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系一般廃棄物のうち資源ごみ及び市が定める分別に係る資源等の処理に関しては、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。 ２ （略） （し尿の搬入） 第１７条 し尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ。）は、市長の指示するところに従い、搬入しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。